ふるさと新宿区わがまち応援寄附金で認定NPO法人 自然環境復元協会を応援してください

ふるさと納税で都市の身近な自然を守ろう！

ふるさと新宿区わがまち応援寄附金とは？

ふるさと納税制度による寄附金が区政や地域社会に有意義に活用されるよう、新宿区内に主たる事業所があり公益的活動を行っている団体を対象に、寄附される方が応援したい団体を指定して新宿区に寄附する制度です。

寄附される方

対象団体を指定し寄附

→

新宿区役所

寄附の7割を対象団体へ交付

→

対象団体

寄附受領、活用実績の報告

ポイント１ 寄附対象者は、新宿区民、区外者を問わず寄附を希望する個人の方が対象です。

ポイント２ 支援したい団体に寄附ができます。
★「認定NPO法人自然環境復元協会」も団体登録されています。
申込書の希望する団体(登録団体)の欄に「認定NPO法人自然環境復元協会」とご記入下さい。
※空欄の場合、当協会へ寄附は入りませんのでご注意ください。

ポイント３ 寄附をすると、「ふるさと納税」制度の対象となり、寄附金のうち2,000円を超える部分については所得税の控除、住民税の控除が受けられます。

ふるさと納税額（寄附金額）		
所得税の控除額 (寄附金額 -2000円) × 所得税の税率	**住民税の控除額** 基本分(寄附金額 -2000円)×10%(住民税の税率) ＋ 特例分　住民税所得税の２割上限	**自己負担額** 2000円

・所得税の控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の40%が上限です。
・所得税率は課税所得に応じて異なります。
・住民税の控除(基本分)の対象となる寄附金額は、総所得金額の30%が上限です。
＊寄附金控除を受けるには税務署で確定申告を行うか、ワンストップ特例申請書を提出する必要があります。詳細は総務省等のホームページをご確認ください。

ご寄附の方法

「寄附金申込書」は、ふるさと新宿区わがまち応援寄附金のホームページよりダウンロードしてください。（https://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/file21_00003.html）

寄附金申込書の希望する団体(登録団体)の欄は、「認定NPO法人自然環境復元協会」とご記入下さい。

パターン１　納付書によるご寄附

寄附される方

①「寄附金申込書」を送付
（郵送または区役所の窓口に持参）

②寄附申込者に納付書が届きます

③納付書から寄附金を振込
（銀行、郵便局、区の特別出張所等）

新宿区役所

パターン2　現金書留によるご寄付

「寄附金申込書」同封

新宿区役所

下記【送付先】
寄附金担当宛

※郵便料・手数料は寄附者様のご負担となります。

パターン３　現金によるご寄付

新宿区役所の総務課総務係（本庁 3 階 1 番窓口）にてお手続き

新宿区役所

※事前に区役所にご連絡をいただきますとスムーズにお手続きいただけます。

【送付先】〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町 1-4-1　新宿区役所総務課総務係 寄附金担当宛

後日、区役所より、**「寄附金受領証明書」**が届きます。
寄附金控除の際に必要となりますので、大切に保管してください。

寄附金控除等のお手続き

区への寄附金は、自己負担額の 2,000 円を超える分について、所得税・住民税の寄附金控除の対象となります。 控除を受けるためには、原則として確定申告が必要です。

◎ワンストップ特例制度による寄附金控除について◎

区へ寄附していただいた方で、給与所得者などの一定の要件に該当する方は、区へ申請手続を行うことにより、 確定申告の手続を要さずに寄附金控除が受けられる「ワンストップ特例制度」がご利用いただけます。この特例は、ふるさと納税先が５か所以内であって、確定申告を行わない場合に限り適用されます。詳しくは、ネットで「ワンストップ特例制度」とご検索いただくか、総務課寄附金担当にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新宿区 総務部-総務課総務係　電話：03-5273-3505

認定NPO法人 自然環境復元協会へのご寄附は、
身近な自然環境の保全に大切に活用させていただきます。

認定NPO法人
自然環境復元協会
Association for Nature Restoration and Conservation, Japan